

6. 中核機関活動の報告

(1) 事業体制の整備・運営

本事業における中核機関の役割はつぎのとおりである。

- ① 実行計画案の策定
- ② 共同研究契約の締結
- ③ コア研究室の設置
- ④ 研究員等の雇用・配置
- ⑤ 試験研究の推進
- ⑥ 研究交流促進会議の開催事務
- ⑦ 共同研究推進委員会の開催事務
- ⑧ 特許の管理・活用

本事業を進めるにあたって中核機関は、国、機構、県との連携を図りながら上述の役割を遂行するため、まず、事業実施体制を整備する必要があり、図6に示す中核機関の事業推進体制をつぎに示す手順により整備した。

- ① 基本計画に基づく実行計画を策定し、機構との業務推進契約を締結した。
- ② 沖縄県からの推薦により事業三役（事業総括、研究統括、新技術エージェント）を委嘱した。
- ③ 事業総括スタッフ及び業務協力員を配置した。
- ④ 研究統括のもと選考試験実施、雇用研究員を採用した。
- ⑤ 県との調整によりコア研究室の確保や研究機器の導入設置の補助、事務室の設置を行う等、事業開始に向けた環境整備を行った。
- ⑥ 研究体制構築のため、関係機関との共同研究契約を締結した。
- ⑦ 研究交流促進会議及び共同研究推進委員会を設置した。
- ⑧ 知財活用のため、職務発明審査会（所管：事業管理課）を設置した。

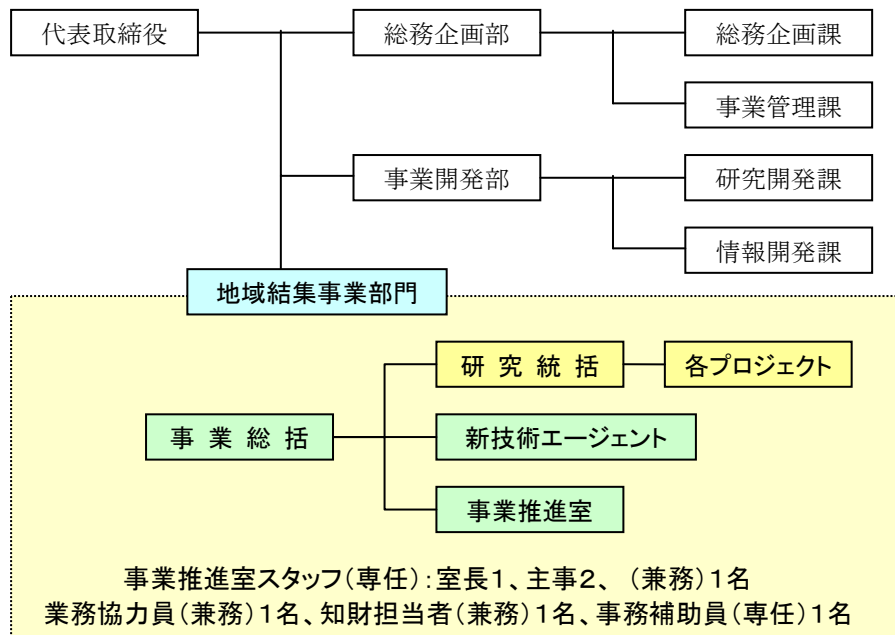


図6 事業推進体制

イ) 地域COEの中心となるコア研究室の整備状況等

基本計画においては、「沖縄県健康バイオテクノロジー研究開発センター」にコア研究室3室を予定していたが、事業進展に伴い5室確保できた。また、コア研究室に配置する雇用研究員も研究進捗に併せて適宜採用し、研究を加速させた。さらに、沖縄県によってコア研究室がある沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターに核磁気共鳴装置、飛行時間型質量分析装置、リニアトラップ型ハイブリット質量分析装置など高度研究機器と、その他研究機器も設置された。機能性評価に不可欠な動物試験室の確保できなかつたなど、問題点も残るが、概ね研究環境は整った。ただし、コア研究室の本格的稼動が平成15年8月（沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターの開所）にずれ込み、さらに、高度研究機器の整備が平成15年度末までかかったため、研究のスタートが遅れた。その後、研究統括の精力的な取り組みにより遅れをカバーすることができた。また、コア研究室に健康機能を検証する動物試験室が確保できなかつた点については、共同研究機関（特に琉球大学）の機能を活用すること及び外部委託を行うことにより補った。

ロ) 産学官ネットワークの形成に向けて

共同研究機関として、琉球大学、工業技術センター、農業試験場、水産試験場、産業総合研究所等との共同研究契約を締結し、本事業をスタートさせた。本事業において多数の企業の参画が望ましいが、県内に研究開発型企业が少ないこともあり、当初の企業参画については不十分であった。その後、新技術エージェントとの企業訪問による研究成果のPRにより企業参画に繋げることができた。

ハ) 事業運営に関する業務

事業を運営するための業務はつぎに示すとおり多岐にわたるが、それらを着実に遂行し、本事業が円滑に進められるように努めた。

(i) 各種契約に係る業務

- ①機構との業務推進契約締結に関すること。
- ②研究参加機関との共同研究契約締結に関すること。
- ③試験受託機関との委託試験契約締結に関すること。
- ④研究員及び事業総括スタッフ等との雇用契約締結に関すること。
- ⑤研究機器等物品購入契約締結及び物品リース契約締結に関すること。
- ⑥研究室設置に係る賃貸借契約締結等に関すること。
- ⑦その他事業の遂行に必要な各種契約締結に関すること。

(ii) 機構との連絡調整

- ①各年度の実行計画を機構へ提出すること。
- ②事業報告書を、四半期毎及び年度毎に機構及び都道府県等に提出すること。
- ③機構からの連絡事項を事業参加機関へ伝達すること。
- ④事業参加機関からの事業実施にあたっての質問事項等を機構へ照会すること。
- ⑤業務推進契約上の報告、申請及び請求をすること。
- ⑥その他当該事業に係る情報を機構へ報告すること。

(iii) 事業のコーディネート業務

- ①事業総括の業務を補佐して、毎年度の実行計画に係る資料を取りまとめること。

- ②事業総括の業務を補佐して、事業報告書に係る資料を取りまとめること。
- ③研究交流促進会議の開催、運営に係る業務を行うこと。
- ④共同研究推進委員会の開催、運営に係る業務を行うこと。

(iv) 総務及び経理業務

- ①事業総括、研究統括、研究副統括、新技術エージェント、研究員、事業スタッフ、業務協力員等に係る給与、人事管理、福利厚生に関すること。
- ②収入及び経費の支出に関すること。
- ③物品の取得、借上げ、出納、保管及び処分に関すること。

(v) その他

- ①毎年度、各地域において事業報告会を開催すること。また、地域間連携を目的に全地域が参加する事業報告会を開催すること。
- ②インターネット上のホームページ作成・情報更新等広報に関すること。
- ③特許の管理及び活用に関すること。

(2) 技術移転の支援

研究成果の技術移転機能強化のため平成 18 年度からは新技術エージェントを常勤化した。また、研究統括、新技術エージェント等の活動を支援する事業総括スタッフを平成 17 年度に 1 人増員し、さらに平成 18 年度からは県派遣の事業総括スタッフ（事業推進室長）を専任とし事業運営体制を強化した。

事業化促進の取り組みとして、研究成果を研究成果報告会、学会発表を行うとともに、沖縄県、県関連団体が開催するシンポジウム、セミナーへの参加し PR に努めた。また、新技術エージェントのとともに企業への個別訪問を実施し、研究成果のリーフレットの作成配布等も行った。それにより、当事業への企業参画へ繋げ、技術移転も進展した。

他の支援事業への橋渡しにも取り組み、事業期間（フェーズⅡ）内で沖縄産学官共同研究推進事業 2 件、沖縄イノベーション創出事業 2 件、地域新生コンソーシアム事業 1 件、合計 5 件採択され、商品化 3 件、試作品等の実用化 3 件の実績を挙げている。

また、知財に関しても企業との特許実施許諾契約を T T C 事業管理課で締結する等、事業化促進に寄与している。

(3) 今後の展開

T T C は、本事業のコア研究室のある沖縄健康バイオテクノロジー研究開発研究センターの指定管理者として（3 年間）指名されている。当施設は、今後の地域 C O E の拠点として位置づけており、T T C の加盟している「南方資源利用技術研究会」等の産学官ネットワークの活用し、共同研究体を組織、国や県等からの支援事業を導入しつつ、産学官連携事業を推進していきたい。それらの活動により、これまでの研究成果の事業化を促進するとともに、新たな研究シーズの発掘等によるバイオ産業の育成、発展に向けた取り組みが行える。

なお、地域結集事業の研究成果は、前述のとおり、各種支援事業を戴きながら技術移転企業が事業化に向けた研究を展開しているが、T T C はこれまで研究機関あるいは管理法人として多数の支援事業に応募、採択されている実績がある。

今後も国や県のご支援を戴きながら、バイオ産業の地域 C O E 構築のため展開を図っていきたい。